

# 快晴に恵まれ、温暖の中で『2016百里初午祭!』 東京からは、若者が学習をメインに大型バスで!

2016年百里初午祭は、2月11日(木)に開催されました。当日は晴天に恵まれ、朝方の冷たい風も日中には収まり、春が来たように気温も上昇し、野外交流に最適の日になりました。



各団体は10時前から準備に入り、トン汁、甘酒、モツ煮などが、また乾燥イモや手づくり梅干しなども出されました。百里基地反対同盟から、赤飯400食、乾杯用の酒、本、お茶などが無料で提供され、参加者から喜ばれました。

式典は午後12時から県平和委員会事務局長の司会で始まりました。最初に百里基地反対同盟から梅沢さん、百里弁護団から内藤功弁護士が挨拶しました。乾杯の音頭は平和委員会の水野代表理事が取りました。式典の挨拶は、原則として百里基地反対連絡協議会参加の団体が行います。

茨城平和擁護県民会議から、鈴木氏、茨城県平和委員会から堀江代表理事、農民運動茨城県連絡会から岡野氏、社民党県連合から飯田氏、日本共産党茨城県委員会から小林京子氏、新社会党から前田氏、日本山妙法寺のあいさつで、式典が終了しました。アピールが百里平和委員会の栗又事務局長から提案され、拍手で採択されました。

第2部のリレートークでは、「うたごえ」の大名さんにバトンタッチされ、百里公園の清掃・整備に尽力している小山さん、新日本婦人の会、JA争議団、創価学会員、東京平和委員会全員による歌やパフォーマンスがありました。

第3部は「みんなで歌おう」の時間。うたごえの司会で、ヒューマンファーマーズの演奏。胸を広げ、腹の底から出る大きな声で歌って連帯を深めました。最後は肩を組み「ガンバロウ」を歌い、午後3時ごろに終了しました。

## 平和公園を陰で支えているみなさんに感謝

栗又 衛 (百里平和委員会)

風も弱く暖かな陽射しにも恵まれた今年の初午まつり。昨年5月に亡くなられた、百里基地反対運動の闘士、平和公園の主であった川井弘喜さんもさぞかし喜んでいてくれたことでしょう。今年もたくさんの方々が百里に集いました。東京からは大型バスで、百里弁護団の内藤功弁護士をはじめとして、「あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)」の若い弁護士たち、そして「SEALDs」の若者も参加して一緒に戦争法廃止!」をコールしました。

まつりの会場である百里稲荷神社のある区画は近年手入れが不十分な状況でしたが、昨年からの有志による片付け作業が何度も実施されたことにより、とても使いやすく整備されました。他の区画も草刈り、松の木の剪定などの管理作業を平和委員会の有志が行っています。平和公園を陰で支えているみなさんに感謝しながら、初午まつりを楽しみました。地元の百里基地反対同盟の赤飯も毎年おいしくいただいています。たくさんの方々が集まり、今年一年の百里はもちろん茨城そして日本、さらには世界の平和運動の展望を語り、共に歩み出す場としてこれからも大切にしていきたいと思います。



## 「県平和委員会 活動交流集会」 複数の参加で!

2000万署名をやいさって、新しい会員を迎えよう!

県平和委員会の活動交流集会が、3月12日(土)に開催されます。

- ① 2000万署名のとりくみを成功させる
  - ② 仲間づくりと組織の強化を図る
- という、2つの柱で、経験交流、情勢討議、今後のとりくみなど話し合います。

と き : 2016年 3月12日 (土)  
10:00 ~ 16:30

と ころ : 水戸・県立青少年会館

【内容】午前 各地域からとりくみの報告・交流・情勢討議  
昼食 DVD視聴  
午後 分科会・分科会報告

※各平和の会・平和委員会から、複数で参加しましょう!!  
役員だけでなく、一般会員の参加を増やそう!

## 意見広告 報告版ができました。 2月中に配布します!

毎年年末、県平和委員会が行っている意見広告の賛同ありがとうございます。個人1400口余、135団体の賛同を受けて、12月10日の朝日新聞茨城版の1ページ全面に掲載しました。また内容についても、多くの方々から喜びと励ましの声をいただきました。ありがとうございます。

賛同者・賛同団体一覧が完成しましたので、2月18日から賛同戴いたみなさま・団体に配布いたします。

## 平和新聞

2016年2月25日(木曜日)

2102号(毎月5,15,25日発行)

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 日本平和委員会  
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館  
(郵送料月額120円) 電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

## 平和かわら版 平和新聞茨城版 No. 740

2016.2/25

発行: 茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281  
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

## 2年目を迎えた『日本近現代史』学習会

内原・友部平和の会



内原・友部平和の会では、『日本の近現代史を読む』をテキストとする近現代史の学習会を月1回のペースで開いています。昨年3月8日に第1回を開催して以来、毎回20名程度の参加者を得て、この2月20日で第12回目を数えます。

「現在起きている社会や政治の問題を考える上で、日本の近現代史を学ぶことは大切なことだ。」という声や「学校ではほとんど近現代史の授業は受けなかった。」また、「学ぶ機会を待って

いた。」というみずから学ぼうという機運のなかで始まった学習会ということもあり、毎回のように参加者からいろいろな意見が出されます。

学ぶことの楽しさを噛みしめながら、継続していきたいと思えます。



沖縄辺野古新基地をめぐる、沖縄県と国とも間に3つの裁判が行われています。しかし原発の再稼働の司法判断などに顕著に見られるように、「憲法に従って国民の権利を守るべき司法」が「深い考慮もなく、国の主張のほとんどを採用する判決」が多く出されています。これについて、琉球新報2月4日の記事を紹介しします。

## 辺野古新基地をめぐる3裁判「司法は憲法擁護順守」を！

琉球新報 2016年2月4日付「論壇」

県が（2月）1日に国を相手にした提訴を加え、辺野古新基地に関係する裁判が3件行われている。われわれは、それらの裁判が日本国憲法の趣旨に則って行われるかを注意深く見ていく必要がある。

というのは、過去の裁判官で、主権者である国民の側に立つのではなく、政府の側に立った判断が少なからずあるからである。

その最たる例が砂川裁判（米軍の旧立川基地拡張に関する裁判）である。よく知られているように、一審は有名な伊達判決で住民勝訴だったが、米国からの米軍基地の在り方に関する危惧要請と、それを付度した判決を時の田中耕太郎最高裁長官が出してしまった。

いわゆる、条約などの高度な政策判断は憲法判断になじまないとしたのである。この付度の事実は2008年4月、新原昭治氏による米国立公文書館の情報開示文書の調査により判明したことである。

判決以降、憲法で謳（うた）っている主権在民の趣旨が蔑（ないがし）ろにされ、外国との約束が最優先されることによる憲法不在の状況が続いている。もちろんそれによって、沖縄県民の知るところである基地優先による基本的人権の毀損（きそん）や、県民の分断が起こっている。

そもそも裁判官なる公務員は憲法尊重擁護義務が憲法に謳（うた）われており、主権在民の権利を擁護すべき義務がある。しかし、砂川裁判の判決後では、その結果を都合よく使う状況が続いている。いわく、「政府の専権事項である」として措置され基本的人権の考慮が蔑（ないがし）ろにされている。

本来裁判官は、現在の日本国憲法が存続している限り、憲法で謳（うた）われている基本的人権を将来に亘（わた）って考慮しなければならない。それにもかかわらず、考慮しなかった田中最高裁長官の砂川判決は、今日の状況を招いていることからしても、この最高裁判決自体が違憲である可能性が高い。

このように、裁判官が日本国憲法に目を向けず、時の為政者の意思を付度することがあるならば、間違った判決を下す場合もあり得るということを、われわれ主権者国民は肝に銘じておく必要がある。

辺野古に関わる3件の担当裁判官も、最高裁長官の下部に位置する最高裁事務総局の人事配置による働きの結果である。

日本国憲法の趣旨が守られ、再度砂川判決が起こらないようにするため、われわれ沖縄県民も一人一人、主権者として辺野古新基地に関わる裁判を注意深く見ていく必要がある。

（沖縄県西原町 玉城和宏氏 67歳）

## 国民連合政府実現で！

### 安倍政権は退場させるしかない！

憲法とは、主権を持っている国民が政権の横暴を縛るものです。それが立憲主義です。国会で多数を持とうとも、憲法の枠内で政治を行うのが立憲主義であり、それが法治国家です。

しかし安倍政権は、長い期間をかけて積み上げた「集団的自衛権は違憲」という憲法解釈を、一内閣の「閣議」で投げ捨てて「戦争法」を強行採決しました。内閣法制局に至っては変更の経過のいうお記録すら残していないというひどいものでした。国民の大多数が「説明がたりない」と声をあげているにもかかわらず逃げ回りました。憲法のルールを守らない内閣は、「法治主義」を投げ捨てた「独裁」としか言いようがありません。

原発再稼働、TPPの大筋妥結、年金の切下げ、診療報酬の切下げ、消費税の10%再引き上げを進める一方で、大企業には減税、軍事予算の5兆円超えの大盤振る舞いなど、国民の願いや苦しみに寄り添う部分はほとんど見当たりません。このような内閣には早々に退場してもらわなければなりません。

安保安法＝戦争法を廃止し、立憲主義を回復するためにも私たちは野党共闘を求める必要があります。7月の参議院選挙で自公政権を追い落として、国民連合政府を実現するためにも、草の根からのたたかいをさらに強化しましょう。

## 寒風の中「安倍を許さない」戦争法は廃止に！

石岡平和の会

1月19日、昨年、戦争法が強行採決された19日を「戦争法許さず、廃止に向けた全国統一行動」に呼応して、石岡駅前前で宣伝・署名行動を行いました。

○ 当日は、前日の雪模様の寒さを引きずって、厳しい寒さでした。しかし、何としても戦争法は廃止への思いで、一生懸命に訴えた1時間でした。寒いせいか、手袋姿、マスク姿、早歩きの方で、ビラの受け取り、署名の数も思うように進みませんでした。参加者一同「継続は力なり」の合言葉で次回も、ガンバローと確認をしました。実施時間は、午後3時から1時間程でした。

- 参加者 8名
- 署名数 28筆

